

ご質問への回答について（R4年3月作成）

問 介護認定の更新で要介護から要支援の認定が出た方に、同日付で要介護見込みの区分変更をかける時、その区分変更の結果を待ってから契約を交わしてよいか。また、結果を待って契約を交わす場合、結果が出る前に対象者が死亡してしまった時は契約を交わすことが出来なくなるがどうしたらよいか。また区分変更の申請は現在担当のケアマネジャーから行ってよいか。

(答) 本市では、旨の届けは遑って提出することを許容しているが、契約書および重要事項説明書等の内容について、あらかじめ説明すべき内容をサービス開始時に必ず説明していただき、そのうえで結果が出るのを待って契約を行っていただいて差し支えない。

ただし、結果が出るまでに対象者が死亡するような事態が想定される場合、条件としては、①サービスを現に利用していること。②認定調査を既に行っており、主治医意見書とともに審査会にかけられる段階であることという前提で、その方が独居で身寄りなどが無い方に限り、あらかじめ契約書類に署名捺印等をしていただいております。また、サービスを利用していない、または認定審査に必要な資料が揃わない状態で亡くなられた場合、区分変更の申請は取り下げいただくことになり、介護で契約を交わす等の必要がなくなるため。）

また、区分変更の申請については、現在担当のケアマネジャーが行ってもかまわない。

(R4年3月1日に柏原市高齢介護課に確認)

上記の回答を受け、柏原市高齢者いきいき元気センター（以下包括）では以下の手順の対応を行います。

- ① 担当ケアマネジャーから包括へ更新の結果が要支援であることと、同日付で区分変更をかけることの報告を受ける。
- ② 担当ケアマネジャーと包括職員で対象者宅へ伺い、要支援の重要事項説明書と契約書の手続きを行う。区分変更の書類は担当ケアマネジャーが作成する。
- ③ 包括で要支援の重要事項説明書と契約書をいったん保管する。担当ケアマネジャーから市高齢介護課へ区分変更の申請を行う。
- ④ 区分変更の結果が要介護の場合、包括へ結果を報告する。その場合、要介護で旨の届けは不要。保管している重要事項説明書と契約書は包括で破棄する。区分変更の結果が要支援の場合、包括へ対象者の介護保険証を提出し、包括から要支援の旨の届けを行う。